

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年10月30日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和2年10月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー新栄店
鹿児島市新栄町185番80号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
令和2年6月2日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - イ 変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 駐車場には施錠バーを設置するなど、盗難防止に努めること。
 - イ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区分して、利用者の安全性の確保を図ること。
 - ウ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 大気汚染防止法、鹿児島市環境保全条例の特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。また、該当する施設及び特定工場等に変更（事業所の名称及び氏名の変更等）がある場合は、必要な届出を行うこと。
 - イ 騒音の予測において、鹿児島市環境保全条例の規制基準を超えているため、変更後、速やかに敷地境界で騒音測定を行い、規制基準を超えている場合は規制基準を遵守できるよう対策を講ずること。
 - ウ 変更後も自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - エ 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。

オ 生ごみ等の排出については、水切りを行い減量化に努めるとともに、生活環境保全上の支障を生じることのないよう管理すること。

(3) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。